公益財団法人新潟県スポーツ協会表彰規程

（目　的）

第１条　この規程は公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第４条第８号の規定に基づき、新潟県のスポーツの普及振興に功績顕著な者及び競技力向上に貢献した者を表彰するとともに、この法人の運営及び事業の推進に関し多大な貢献をした者に謝意を表するため、必要な事項を定める。

（表彰の種類及び対象）

第２条　表彰は、次に掲げるものについて行う。

（１）スポーツ栄光特別賞

　　オリンピック競技大会成績によるスポーツ栄光賞受賞歴が３回以上あり、その後のオリンピック競技大会で３位以上の成績を収めた者及びその指導者

（２）スポーツ栄光賞

　　オリンピック競技大会等で、３位以上の成績を収めた者及びその指導者

（３）スポーツ功労者賞

　　長年にわたり、本県体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著な者（若干名）

（４）優秀指導者賞

　　優秀競技者の育成に功労のあった者（若干名）

（５）公認スポーツ指導者賞

　　公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者として功労のあった者（若干名）

（６）優秀競技者賞

　　競技者として、優秀な成績を収めた者

（７）奨励競技者賞

　　競技者として、優秀な成績を収めた者

（８）特別賞

　　スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著なもの

（９）特別功労者賞

　　本県スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著であるとともに、この法人の組織運営及び事業の推進に多大な貢献をした者

２　前項第６号の対象者は、国民スポーツ大会において正式競技（以下「国スポ競技」という。）として実施される競技団体に所属する競技者とし、第７号の対象者は、国スポ競技以外の競技団体に所属する競技者及び全国高等学校定時制通信制体育大会に参加した競技者とする。

（表　彰）

第３条　スポーツ功労者、優秀指導者賞及び公認スポーツ指導者賞及び特別功労者賞の表彰は、それぞれ１回とする。

２　スポーツ栄光特別賞、スポーツ栄光賞、優秀競技者賞、奨励競技者賞及び特別賞は、それぞれ年度を異にして表彰することができる。
３　被表彰者には、表彰状を授与する。
４　前項に規定するほか、前条第１項第１号から第４号、第８号及び第９号に該当する被表彰者には、副賞を授与することができる。
５　この法人の会長（以下「会長」という。）は、表彰状及び副賞の授与について、被表彰者を推薦したこの法人に加盟する団体の長（以下「加盟団体長」という。）のほか、適当な者に委任することができる。
６　表彰は、随時行うことができる。
（被表彰候補者の推薦等）
第４条　加盟団体長は、第２条第１項第１号から第７号の被表彰候補者（以下「候補者」という。）を、この法人が定める推薦書類により指定する日までに推薦するものとする。この場合において、この法人は加盟団体長に対し、候補者の推薦内容を確認するため必要とする資料の提供を求めることができるものとする。
２　前項のほか、この法人の専務理事（以下「専務理事」という。）は、必要に応じて表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）に第２条第８号及び第９号の被表彰候補者を含め全ての候補者推薦することができる。
（推薦及び決定等に関する内規）
第５条　前条に規定するもののほか、候補者の推薦及び決定の基準等は、公益財団法人新潟県スポーツ協会表彰規程内規（以下「内規」という。）で定める。
（被表彰者の決定及び取り消し）
第６条　被表彰者は、選考委員会が選考したものを会長が決定する。
２　会長は、前項の規定にかかわらず、スポーツ栄光賞の候補者が内規第２条第１項第２号アに該当するとき及び優秀競技者賞又は奨励競技者賞の候補者が、国民スポーツ大会及び内規第３条第３項で定める認定大会で所定の成績を収めたときは、選考委員会を経ず被表彰者を決定することができる。
３　会長は、表彰後において次の各号のいずれかに該当する場合は、その表彰を取り消すことができる。
（１）被表彰者が、懲役又は禁錮以上の刑に処せられた場合
（２）被表彰者が、著しく被表彰者としてふさわしくない行為を行った場合
（３）その他表彰を取り消すことが必要と認められる場合
（選考委員会の構成）
第７条　選考委員会の委員は次のとおりとし、会長が委嘱する。
（１）委員長　　専務理事
（２）委　員　　学識経験者及びこの法人の役員のうち会長が指名する者
２　委員長は、選考委員会を主宰する。
３　選考委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

（感謝状）

第８条　第２条に定める表彰する者のほか、会長が必要と認めたときは感謝状を贈呈することができる。

２　感謝状の贈呈に関し必要な事項は、公益財団法人新潟県スポーツ協会感謝状贈呈内規で定める。

（規程の改正）

第９条　この規程の改正は、理事会の議決による。

附　則

１　この規程は、平成 14 年 11 月６日から施行する。

２　財団法人新潟県体育協会表彰規程（平成４年 12 月６日）は、廃止する。

平成 18 年５月 25 日改正

平成 24 年４月１日改正

平成 24 年 12 月 21 日改正

平成 25 年６月 25 日改正

平成 27 年４月１日改正

平成 28 年６月６日改正（第６条第３項の規程は、平成 28 年１月１日から適用する。）

平成 30 年４月１日改正

令和４年 12 月 16 日改正

令和６年１月１日改正

公益財団法人新潟県スポーツ協会表彰規程内規

（目　的）

第１条　この内規は、公益財団法人新潟県スポーツ協会表彰規程第５条の規定に基づき、被表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦及び被表彰者の決定等について、必要な事項を定める。

（候補者の推薦基準）

第２条　公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）に加盟する団体の長（以下「加盟団体長」という。）及びこの法人の専務理事が、候補者を推薦するときの基準は次のとおりとする。但し、加盟団体長が推薦できるものは、次のうち（１）から（６）までとする。

（１）スポーツ栄光特別賞

県内に居住若しくはこの法人に加盟する競技団体（以下「加盟競技団体」という。）に登録している者又は本県出身者で既にオリンピック競技大会成績によるスポーツ栄光賞受賞歴が３回以上あり、その後のオリンピック競技大会の開催種目において３位以上に入賞した者及びその指導者

（２）スポーツ栄光賞

県内に居住若しくはこの法人に加盟競技団体に登録している者又は本県出身者で、次に掲げるいずれかに該当する者

ア　オリンピック競技大会の開催競技種目において、３位以上に入賞した者

イ　この法人が認める国際大会において、３位以上に入賞した者

ウ　ア又はイのいずれかに該当する競技者を、長年にわたり直接指導した者

（３）スポーツ功労者賞

推薦年度の４月１日現在において満 55 歳以上の者のうち、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、特別の功労がありこの法人の専務理事（以下「専務理事」という。）が適当と認めた場合は、この限りでない。なお、原則としてこの法人の理事、監事、評議員及び選考委員は、その在任期間において候補者となることはできない。また、過去においてこの賞（廃止前の「財団法人新潟県体育協会表彰規程」（以下「旧規程という。」）における体育功労章を含む。）を受けた者及びスポーツに関する功績により叙勲、褒章、文部科学大臣表彰、新潟県知事又は新潟県教育委員会表彰（国民スポーツ大会における優勝者及びその指導者として表彰された者を除く。）を受けた者を除く。

ア　この法人に加盟する団体（以下「本会加盟団体」という。）の役員としての活動実績が 10 年以上あり、当該団体の発展に功績が顕著な者。なお、役員とは会長、副会長、理事長又は専務理事、理事（副理事長、常務理事等を含む。）、監事とする。

イ　この法人の加盟団体に所属し、活動実績が 10 年以上あり、当該団体の発展又は本県スポーツの振興に特に功績が顕著な者

ウ　原則として活動実績が 10 年以上あり、本県の体育・スポーツの振興に功績が顕著な者

（４）優秀指導者賞

国民スポーツ大会において正式競技として実施されている競技で優秀な成績を収めた競技者の育成指導に功績が顕著であり、原則として 10 年以上の活動実績を有する者のうち、次に掲げるア又はイのいずれかに該当する者。ただし、過去においてこの賞（旧規程における優秀指導者章又は公認スポーツ指導者功績章を含む。）を受けた者を除く。

ア　個人競技にあっては、国民スポーツ大会及び第３条第３項によりこの法人が認定する大会（以下「認定大会」という。）において、優勝した競技者又は国際大会に出場した競技者を育成した者若しくは、国民スポーツ大会及び認定大会において３位以上の成績を収めた競技者を３人以上育成した者

イ　団体競技にあっては、国民スポーツ大会及び認定大会において、チームを優勝又は準優勝させた者若しくはベスト８以上に３回以上進出させた者又は、国際大会に日本代表メンバーとなって出場した競技者を育成した者

（５）公認スポーツ指導者賞

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者として、10 年以上継続して登録し、活動している者

（６）優秀競技者賞及び奨励競技者賞

県内に居住若しくは加盟競技団体に登録している者又は本県出身者（県内高等学校を卒業した者若しくはこれと同年齢まで居住した者に限る。ただし、国民スポーツ大会においては、ふるさと選手制度に登録した者とする。）で、国際大会又は全国大会において活躍した者のうち、次に掲げるいずれかに該当する者

ア　国際大会に出場し、優秀な成績を収めた者

イ　全国大会で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた者。ただし、中学生以下にあっては３位の入賞を認める。

ウ　公認世界新記録又は、公認日本新記録を樹立した者

エ　高校日本新記録又は、中学日本新記録を樹立した者

（７）特別賞

スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著なもので、原則として次に掲げるいずれかに該当するもの

ア　スポーツの向上発展に特別の業績があったもの

イ　競技者又は指導者として特に優れた成果を挙げたもの

（８）特別功労者賞

本県スポーツの向上発展に貢献し、その功績が極めて顕著であるとともに、この法人の組織運営及び事業の推進に極めて多大な貢献をした会長又は副会長としての活動実績が 12 年以上であった者

（対象とする大会等）

第３条　候補者の対象となる大会等は、別表に掲げるものとする。ただし、マスターズ大会は、いずれにおいても対象としない。

２　別表に掲げる大会のうち、１から６までを除き主催又は共催する団体は、原則として次のとおりとする。

（１）７及び８は、中央競技団体

（２）９及び 10 は、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟

（３）11 は、公益財団法人日本中学校体育連盟

３　前項各号に掲げる大会は、この法人の加盟競技団体及び学校体育連盟からこの法人に登録申請のあったもののうち、この法人が認めたものを対象とする。

（推薦人数）

第４条　加盟団体長が本会に推薦することのできる各賞の候補者の人数は、スポーツ栄光賞、優秀指導者賞、公認スポーツ指導者賞及び特別賞を除き、次のとおりとする。

（１）スポーツ功労者賞

ア　公益財団法人新潟市スポーツ協会　３名以内

イ　公益財団法人長岡市スポーツ協会及び一般財団法人上越市スポーツ協会　２名以内

ウ　ア及びイ以外の本会加盟団体　１名

（２）優秀競技者賞及び奨励競技者賞

ア　団体競技にあっては、当該大会の実施要項に規定するエントリー数を上限とする。

イ　陸上競技、水泳競技、スキー競技等におけるリレー種目にあっては、当該大会で表彰を受けた者とする。

（スポーツ功労者賞の選考基準）

第５条　スポーツ功労者賞は、本県のスポーツ振興に資するとともに、被表彰者の名誉を重んじ権威あるものとして表彰するため、選考委員会において、次の各号に基づき総合的に選考するものとする。

（１）推薦団体における就任役職及び在職年数

（２）活動分野及び地域の範囲。ただし、加盟競技団体と加盟市町村体育団体とは別に評価するものとする。

（３）推薦団体以外のスポーツ関係団体における活動実績

（４）この法人又は本県スポーツ界に対する貢献度

（５）推薦団体等における受賞歴

（６）その他、スポーツ振興に関する特に顕著な業績

（内規の改正）

第６条　この内規の改正は、会長の決裁を受けて行うものとする。

附　則

１　この内規は、平成 14 年 11 月６日から施行する。

２　財団法人新潟県体育協会表彰規程内規（平成４年 12 月６日）は、廃止する。

平成 18 年５月 25 日改正

平成 24 年４月１日改正

平成 24 年 12 月 21 日改正

平成 25 年６月 25 日改正

平成 30 年４月１日改正

平成 30 年７月１日改正

令和４年 12 月 16 日改正

令和６年１月１日改正

令和７年９月１日改正

（別　表）

候補者の対象となる大会等

No.	大　会　の　基　準	一般	大学生	高校生	中学生以下
1	オリンピック競技大会	○			
2	世界選手権大会及びそれに準ずるもの	○			
3	ユニバーシアード大会（世界学生選手権大会を含む。）及びそれに準ずるもの	○			
4	アジア競技大会及びそれに準ずるもの	○			
5	国際大会（概ね 10 カ国以上参加）	○			
6	国民スポーツ大会	○			
7	競技別全日本選手権大会及びそれに準ずるもの	○			
8	競技別全日本学生選手権大会及びそれに準ずるもの		○		
9	全国高等学校総合体育大会及びそれに準ずるもの			○	
10	全国高等学校定時制通信制大会			○	
11	全日本中学校選抜体育大会及びそれに準ずるもの				○